

7 【③食の安全・安心分野におけるトレーサビリティ・システムの普及推進】

生産情報公表 J A S 規格の対象品目の拡大に向けた検討を行う。

[農産物については平成 1 7 年度、一部の加工食品については平成 1 8 年度に規格を制定する。]

7

担当省庁	検証（進捗状況）	評価・監視（今後の取組み）
農林水産省	<p>●農林物資規格調査会を開催し、一部の加工食品（豆腐・こんにゃく）の生産情報公表 J A S 規格の制定について検討を行い、平成 1 8 年 1 1 月に農林物資規格調査会総会で、規格案が議決され、平成 1 9 年 3 月に規格を制定した。</p> <p>●農林物資規格調査会を開催し、養殖魚の生産情報公表 J A S 規格の制定について検討を行い、平成 1 9 年 2 月に農林物資規格調査会総会で、制定を行うことが議決された。</p>	<p>【評価】</p> <p>●進捗度</p> <ul style="list-style-type: none"> 平成 1 7 年 6 月に農産物の生産情報公表 J A S 規格を制定し、同年 7 月から施行。 平成 1 9 年 3 月に一部の加工食品（豆腐・こんにゃく）の生産情報公表 J A S 規格を制定し、同年 4 月から施行。 平成 1 9 年 2 月に農林物資規格調査会総会で、養殖魚の生産情報公表 J A S 規格の制定を行うことが議決された。 <p>●有効性</p> <p>生産情報公表 J A S 規格の制定により、消費者が食品の生産履歴情報を入手できる仕組みが整備されることになるが、こうした規格制定による環境整備を推進することにより、消費者等への普及啓発とあいまって、より多くの消費者が生産情報公表 J A S マークの付いた食品を求めるようになり、その結果、事業者も積極的に生産情報公表 J A S マークを付した食品を提供する体制が確立され、消費者が安心して食品を選択できる体制が構築されるものと考えている。</p> <p>【監視（今後の取組）】</p> <p>生産情報公表養殖魚の J A S 規格の制定作業を進める。</p>

8 【③食の安全・安心分野におけるトレーサビリティ・システムの普及推進】

牛肉については、牛の個体識別のための情報の管理及び伝達に関する特別措置法に基づき、生産から流通の各段階で牛の個体情報を正確に伝達するため、個体識別番号を表示した耳標の装着、牛個体識別番号の届出、牛肉への個体識別番号の表示の検査・指導、DNA鑑定による表示内容の確認等を実施する。〔平成17年度以降継続的に実施する〕

8

担当省庁	検証（進捗状況）	評価・監視（今後の取組み）
農林水産省	<p>● 牛の個体識別のための情報の管理及び伝達に関する特別措置法に基づき、国内で飼養されているすべての牛を対象として、①農家などの牛の管理者には、両耳に10桁の個体識別番号が表示した耳標の装着、牛の出生・異動・死亡の届出等、②と畜者には、とさつの届出、牛肉の個体識別番号の表示、帳簿の備付け等、③牛肉の販売業者・特定料理提供者（焼肉、しゃぶしゃぶ、すき焼き、ステーキ）には、牛肉の個体識別番号の表示、帳簿の備付け等、が義務付けられている。</p> <p>独立行政法人家畜改良センターでは、牛の管理者及びと畜者からの届出に基づき、個体識別台帳（データベース）を作成し、インターネットを通じて公表している。</p> <p>地方農政事務所等では、本制度が確実に実施されるように、牛の管理者、と畜者、牛肉の販売業者・特定料理提供者に対する巡回指導、立入検査、DNA鑑定サンプルの採取等を実施している。</p>	<p>【評価】</p> <p>●迅速性・機動性</p> <p>牛の管理者が行う届出内容等について、本人からの届出の翌日には全ての地方農政事務所等で確認できる仕組みを構築しており、迅速かつ機動的な監視活動を実施している。</p> <p>●有効性</p> <p>18年度末までに、耳標の取り外し等について4件の告発を、また、品種偽装や原産地偽装を伴う牛肉の個体識別番号の不適正な表示について12件の勧告を行うなど、地方農政事務所等による監視活動は有効に機能している。</p> <p>【監視（今後の取組み）】</p> <p>今後とも、引き続き、地方農政事務所等による監視活動を実施する。</p>

9 【③食の安全・安心分野におけるトレーサビリティ・システムの普及推進】

生産情報公表 JAS 規格を普及・定着させるため、消費者や事業者の理解の増進を図る。〔平成18年度〕

9

担当省庁	検証（進捗状況）	評価・監視（今後の取組み）
農林水産省	<p>●生産情報公表 JAS 規格を普及・定着させるためには、事業者及び消費者双方にとってメリットのある制度であることを認識してもらう必要があることから、消費者及び事業者の理解を促進するための研修会等を開催するほか、パンフレットの作成・配布を実施し、普及啓発を行なった。</p>	<p>【評価】</p> <p>●進捗度 消費者・事業者向けの研修会を実施した他、雑誌への PR 掲載及び、パンフレット・ポスターの配布を行った。</p> <p>●有効性 新たな生産情報公表 JAS 規格の制定による環境整備の推進に加え、消費者等への普及のための研修会の開催、パンフレットの作成・配布等を行なうことにより、より多くの消費者が生産情報公表 JAS マークの付いた食品を求めるようになり、その結果、事業者も積極的に生産情報公表 JAS マークを付した食品を提供する体制が確立され、消費者が安心して食品を選択できる体制が構築されるものと考えている。</p> <p>【監視（今後の取組み）】 生産情報公表 JAS 規格が、事業者及び消費者双方にとってメリットのあるものであることを認識してもらうことにより、その普及・定着を一層進めるため、消費者及び事業者が相互理解を深めるための交流会の開催、消費者等への普及のための研修会の開催、パンフレットの作成・配布等を行う。</p>